

第4回 議会改革推進特別委員会

令和3年12月20日(月)

13時00分～時分

全員協議会室

【委員】 牛尾委員長、西田副委員長
足立委員、村武委員、小川委員、佐々木委員、田畑委員

【委員外】

【議長団】

【事務局】 下間書記、古森局長、近重議事係長

議 題

1 議会BCPの作成について

2 委員会代表質問について

3 多様な人材が議員に立候補しやすい環境整備について

4 その他

○次回開催 月 日() 時 分 全員協議会室

浜田市議会における災害発生時の対応要領

（趣旨）

第 1 条 この要領は、浜田市議会基本条例第 5 条の規定に基づき、浜田市において地震や水害等の災害が発生した場合に、浜田市議会が浜田市災害対策本部（以下「対策本部」という。）と連携、協力し、災害対策活動を支援するとともに、議会として適切な対応を図るために必要な事項を定めるものとする。

（支援本部の設置）

第 2 条 議長は、地震や水害等の災害により対策本部が設置された場合、これに協力するため、浜田市議会災害対策支援本部（以下「支援本部」という。）を設置することができる。

2 災害の状況により支援本部が設置できないときは、議長の指示の下、議会事務局が第 4 条各号に掲げる事務を行うものとする。

（支援本部の構成）

第 3 条 支援本部は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。

2 本部長は議長をもって充て、支援本部の事務を統括し、本部員を指揮監督するとともに、対策本部の会議に出席して情報収集及び執行部との情報共有に努めるものとする。

3 副本部長は副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 本部員は、議会運営委員会の委員をもって充て、本部長、副本部長を補佐するとともに、支援本部の事務に従事する。

（支援本部の事務）

第 4 条 支援本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

- （1）議員の安否の確認を行うこと。
- （2）対策本部から災害情報の提供を受け、各議員にその情報を提供すること。
- （3）災害情報を収集・整理し、対策本部に提供すること。
- （4）被災地及び避難所等の状況把握を行うこと。
- （5）必要に応じて国・県等への要望活動を行うこと。
- （6）その他災害に関して本部長が必要と認めること。

（議員の任務）

第 5 条 支援本部の事務に従事しない議員は、次に掲げる事務を遂

行するよう努力するものとする。なお、事務遂行に当たっては、被災者の心情を慮るよう努めるとともに、屋外での活動を行う場合は、二次災害の発生がないよう十分留意するものとする。

- (1) 自らの安否及び連絡先を支援本部に報告し、連絡体制の確立を図ること。
- (2) 支援本部から災害情報の提供を受けること。
- (3) 提供を受けた災害情報等を参考にしながら、各地域における被災地及び避難所の状況調査を行い、必要に応じて支援本部に報告すること。
- (4) 各地域における災害支援・復旧活動に協力すること。
- (5) 各地域において被災者からの相談に応じ助言を行うこと。

(議会事務局の役割)

第6条 議会事務局は支援本部事務局の役割を担うものとする。

- (1) 事務局長は、対策本部の会議等に参加し、情報収集に努めるとともに、議会からの情報提供を行う。
- (2) 事務局職員は、各議員との連絡や災害情報の整理など、事務局の業務に従事する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

浜田市議会災害時行動マニュアル

- 災害対策本部が設置された場合、議長は、副議長と協議の上、原則として支援本部を設置する。
- 支援本部は議会第一委員会室に置く。
- 議長、副議長ともに議会に参集できない状況の場合は、支援本部は設置せず、対応要領第2条第2項に基づく対応を行うものとする。

I 支援本部設置の場合の対応

- 1 本部長は、支援本部の設置について、別途定める連絡体制により全議員に連絡するとともに、各議員の安否の確認を行う。
- 2 本部長、副本部長及び本部員は、直ちに議会に参集し、対応要領第4条に定める支援本部の事務に従事する。
ただし、議会に参集できない本部員は、本部長の指示により他の議員と同様の事務に従事する。
- 3 本部長は、災害対策本部の会議に出席し、提供された情報を速やかに支援本部で整理して各議員に提供する。
- 4 各議員は、避難所開設など、災害対策本部が行う支援活動等に協力するとともに、地域における状況把握に努め、新たな情報を把握したとき及び被災者から相談を受け必要と判断したときは、支援本部にその状況を報告する。（災害対策本部に直接連絡はしない。）
- 5 支援本部に集まった情報等は、整理して速やかに災害対策本部に提供する。

II 支援本部が設置できない場合の対応

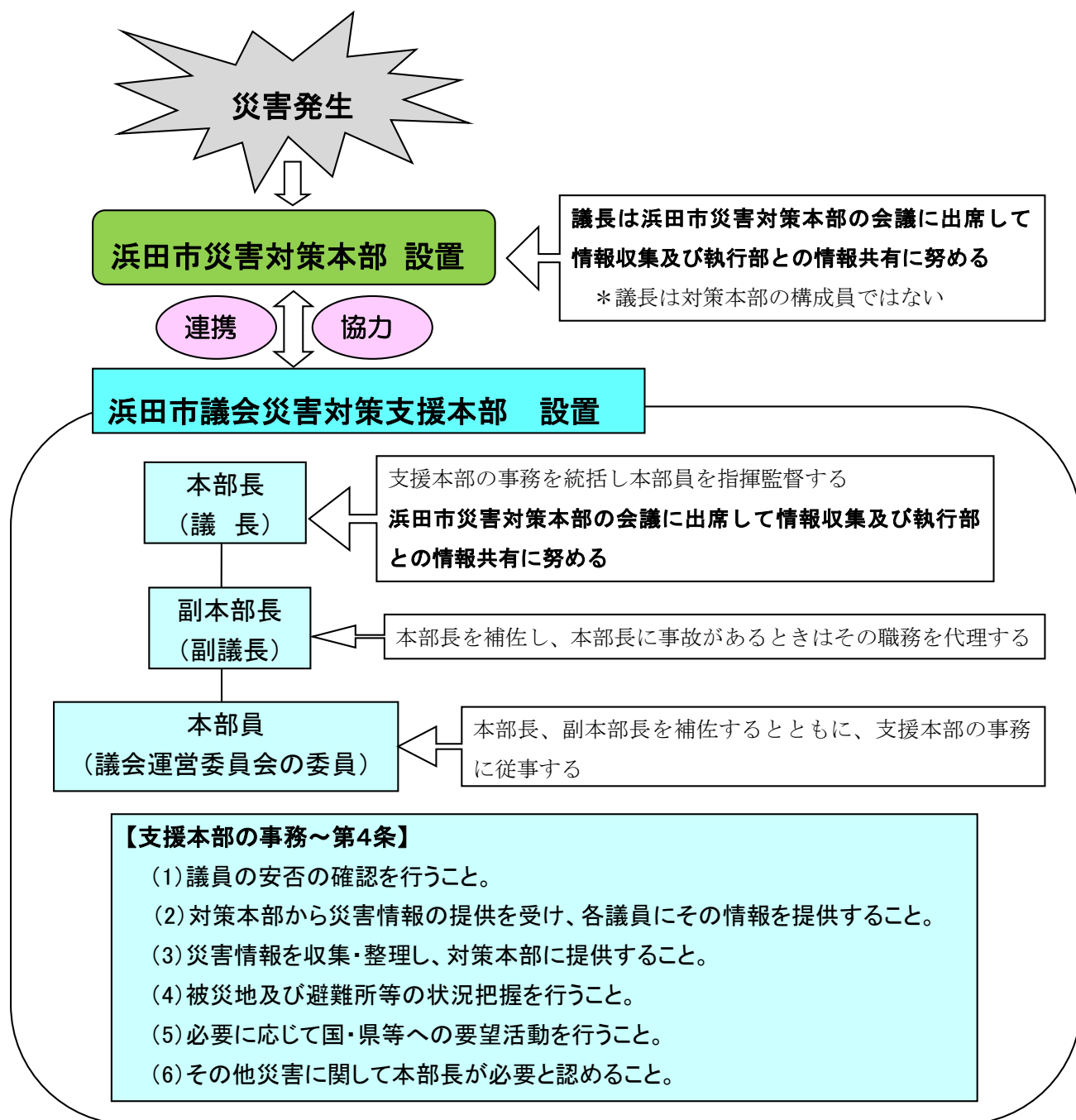
- 1 議長は、事務局長をして、事務局職員を指揮して対応要領第4条に定める事務に従事するよう指示する。
- 2 すべての議員は、対応要領第5条に基づく事務に従事する。
- 3 事務局長は、災害対策本部の会議に出席し、提供された情報を速やかに事務局で整理して各議員に提供する。
- 4 各議員は、避難所開設など、災害対策本部が行う支援活動等に協力するとともに、地域における状況把握に努め、新たな情報を把握したとき及び被災者から相談を受け必要と判断したときは、事務局にその状況を報告する。（災害対策本部に直接連絡はしない。）
- 5 事務局に集まった情報等は、整理して速やかに災害対策本部に提供する。

III その他

災害発生時の議員の活動は、議員派遣の手続きを行い、公務災害補償の対象とするが、二次災害が起こらないよう、服装や行動範囲・内容に十分留意し、安全第一で行動すること。

浜田市議会における災害発生時の対応要領フロー

浜田市議会基本条例第5条の規定に基づき、浜田市において地震や水害等の災害が発生した場合に、浜田市議会が浜田市災害対策本部（以下「対策本部」という。）と連携、協力し、災害対策活動を支援するとともに、議会として適切な対応を図るために必要な事項を定めるものとする。



【支援本部の事務に従事しない議員の任務～第5条】

- (1)自らの安否及び連絡先を支援本部に報告し、連絡体制の確立を図ること。
- (2)支援本部から災害情報の提供を受けること。
- (3)提供を受けた災害情報等を参考にしながら、各地域における被災地及び避難所の状況調査を行い、必要に応じて支援本部に報告すること。
- (4)各地域における災害支援・復旧活動に協力すること。
- (5)各地域において被災者からの相談に応じ助言を行うこと。

* 事務遂行に当たっては、被災者の心情を慮るよう努めるとともに、屋外での活動を行う場合は、二次災害の発生がないよう十分留意するものとする

【議会事務局の役割～第6条】

議会事務局は支援本部事務局の役割を担う

- (1)事務局長は対策本部の会議等に出席し、情報収集に努めるとともに、議会からの情報提供を行う。
- (2)事務局職員は、各議員との連絡や災害情報の整理など、事務局の業務に従事する

浜田市議会新型コロナウイルス対策支援本部設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浜田市議会基本条例第5条の規定に基づき、浜田市において新型コロナウイルス感染症の発生防止又は拡大抑制の措置が必要となった場合に、浜田市新型コロナウイルス対策本部（以下「対策本部」という。）と連携、協力し、対策活動を支援するとともに、議会として適切な対応を図るために必要な事項を定めるものとする。

(支援本部の設置)

第2条 議長は、感染症等の発生、拡大により対策本部が設置された場合、これに協力するため、浜田市議会新型コロナウイルス対策支援本部（以下「支援本部」という。）を設置することができる。

2 感染の状況により支援本部が設置できないときは、議長の指示の下、議会事務局が第4条各号に掲げる事務を行うものとする。

(支援本部の構成)

第3条 支援本部は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。

2 本部長は議長をもって充て、支援本部の事務の統括及び本部員を指揮監督し、対策本部の会議に出席して議会としての意見を伝えるとともに、情報収集及び執行部との情報共有に努めるものとする。

3 副本部長は副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 本部員は、各会派代表者をもって充て、本部長、副本部長を補佐するとともに、支援本部の事務に従事する。

(支援本部の事務)

第4条 支援本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 議員の感染状況の確認を行うこと。
- (2) 対策本部から会議での情報提供を受け、必要に応じて各議員にその情報を提供すること。
- (3) 議員からの情報を収集・整理し、対策本部に提供すること。
- (4) 必要に応じて国・県等への要望活動を行うこと。
- (5) その他本部長が必要と認めること。

(議員の任務)

第5条 支援本部の事務に従事しない議員は、次に掲げる事務を遂行する。

- (1) 支援本部から対策本部における情報の提供を受けること。
- (2) 市民からの相談に応じて助言を行うこと。
- (3) 市民の意見及び要望等について、必要に応じて支援本部に報告すること。

(議会事務局の役割)

第6条 議会事務局は支援本部事務局の役割を担うものとする。

- (1) 事務局長は、対策本部の会議等に参加し、情報収集に努めるとともに、議会からの情報提供を行う。
- (2) 事務局職員は、各議員との連絡や感染情報の整理など、事務局の業務に従事する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

この要領は、令和2年4月16日から施行する。

【参考】浜田市議会基本条例（危機管理）

第5条 議会は、大規模災害等の緊急の事態から市民の生命、身体及び財産並びに生活の平穏を守るため、総合的かつ機能的な活動が図られるよう、市長その他の執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）と協力し、危機管理体制の整備に努めるものとする。

2 議会は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、市長等と連携し、次に掲げるとおり対応するものとする。

- (1) 議長は、必要に応じて議員による協議又は調整を行うための組織を設置する
- (2) 議会は、状況を調査し、市民の意見及び要望を的確に把握するとともに、必要に応じて市長等に対し、提言及び提案を行う。

◆大津市議会 BCP (業務継続計画)

災害時などに行うべき議会・議員の役割や行動方針を定めました。

策定の経過

平成 25 年度の政策検討会議で議論して策定したもので、今後は、大規模災害時においても、初期対応の高度化が図られ、災害情報の収集や議員の参集、議会としての協議、審議を迅速に開始し、自治体として市民ニーズを的確に反映した復旧・復興に早期に取り組むことが可能になりました。

議会 BCP の基本方針

1. 議員・事務局職員の安全確保

議員と議会事務局職員の安否確認体制の構築、特に議会に議会災害対策会議を設置し、初動体制を整えるとともに、災害の発生時期に応じた議員の行動基準や、災害対策会議の指揮命令系統などを定めました。

2. 審議を行う環境の確保・整備

市役所本館の被害を想定し、代替施設における会議場所の確保をはじめ、議員の参集基準や参集時の判断基準、災害発生時における議員の行動や役割、備蓄品の確保などを定めました。

3. 的確な情報の収集と把握

市の災害対策本部と議会の災害対策会議との組織的な連絡・連携体制を構築し、災害情報の混乱が生じないように、情報の収集事項などを定めました。

[大津市議会 BCP について \(PDF ファイル: 1.3MB\)](#)

[おおつ市議会だより特別号外\(議会 BCP 策定\) \(PDF ファイル: 1.5MB\)](#)

◆感染症に係る議会 BCP（業務継続計画）の見直し

大津市議会 BCP は、平成 26 年に地方議会初の業務継続計画として策定してから今日に至るまで、主に地震や豪雨災害のような自然災害を対象に運用してきましたが、今般の新型コロナウイルス感染症対策では、全く異なる指針が求められることが表面化したため、感染症にも的確に対応できるよう抜本的な改正を行いました。

改定の経過

新型コロナウイルス感染症のクラスターが大津市役所内で発生し、令和 2 年 4 月末から同年 5 月初旬までの本庁舎閉鎖という非常事態の中で、議会としてもさまざまな課題に直面しました。

この教訓を活かし、新型コロナウイルス感染症に適切に対応した議会活動とするため、対感染症に重点を置き、大津市議会 BCP を迅速に改定しました。

改定のポイント

1. 感染症対応における発動基準が明確でなかったため、発動の是非を個別判断に委ねることなく、具体的要件を明示した。
2. 議員や局職員の行動指針についても、自然災害時の動きと異なるものが求められるため、別に定めた。その中で、感染リスクを排除するために、オンライン会議の活用を推進することを明記した。
3. 感染拡大状況に応じた議会運営方法を想定しておくことが、迅速な対応には重要であり、今回のコロナ禍における例を詳細に記し、今後の迅速な対応に資するものとした。

改定の経過

また、議会 BCP の第 4 版への改定後、令和 2 年 10 月に県の「コロナとのつきあい方 滋賀プラン」における判断指標が 3 ステージから 4 ステージに、令和 2 年 12 月に市の「大津市新型インフルエンザ等対策業務継続計画」の発生段階が 5 段階 8 区分から 6 段階に見直されたことを受け、県のプランや市 BCP と整合を図るため改定（第 5 版）しました。

改定のポイント

1. 県の判断指標及び市 BCP の発生段階を踏まえ、整合のとれた行動指針などとなるよう見直した。
2. 全編改定された市 BCP の中で示された感染者が発生した場合（市民等の立入り制限、感染時の復帰基準など）の対応を見直した。
3. 議員や局職員が罹患した場合の情報の公開や連絡体制などを追記した。

[大津市議会 BCP 第 5 版\(令和 3 年 3 月改定\) \(PDF ファイル: 5.1MB\)](#)

議会改革年表（ホームページから関連部分を抜粋）

年月	内容
令和 3 年 3 月	感染症に係る議会 BCP（業務継続計画）の改定（第 5 版） 令和 2 年 8 月の議会 BCP 改定後、県の判断指標変更や、市 BCP が全編改定されたことを受け、感染者の発生段階を踏まえた行動指針などや、議員・局職員が罹患した場合の業務体制などを見直すとともに、情報の公開について追記
令和 2 年 8 月	感染症に係る議会 BCP（業務継続計画）の改定（第 4 版） 策定してから今日に至るまで、主に地震や豪雨災害のような自然災害を対象に運用してきた議会 BCP だが、今般の新型コロナウイルス感染症対策において全く異なる指針が求められることが表面化したため、感染症にも的確に対応できるよう抜本的に改定
平成 27 年 4 月	議会基本条例及び災害等対策基本条例を制定 議会が志す基本理念や基本方針などを定めた「議会基本条例」と、議会 BCP を踏まえた非常時における議会の責務を含め、市の災害時や危機事案への対応策を定めた「災害等対策基本条例」を制定
平成 26 年 3 月	議会 BCP を策定 災害時などに行うべき議会・議員の役割や行動方針を定めた「議会 BCP（業務継続計画）」を策定

委員会代表質問

及び

一般質問



市の方針や市民の皆さんの生活に関わる大切な内容について市に
対して質問を行いました。

可児市議会では、本年4月の議会基本条例の改正により、常任委
員会を代表する議員が所管事務に関して質問できる「委員会代表質
問」をできることとなりました。「委員会代表質問」は委員会の全会一
致により、委員会を代表する議員が行います。

今回の第4回9月定例会において、総務企画委員会と建設市民委
員会が代表質問を行いました。

通常の一般質問については10人の議員が
行いました。その内容については12ページ
以降に掲載しています。

委員会代表質問及び一般質問の紙面は、
質問議員が作成しています。ご不明な点は
議員にお尋ねください。

下記二次元バーコードを
読み取っていただくと議
場での様子を映像でご覧
いただけます。



災害情報は 市民に届いているか

総務企画委員長



いた ず ひろゆき
板津 博之

Q 8月18日夜から19日未明

にかけての豪雨では、初動時
に市ホームページへの災害情
報がタイムリーに更新されな
かった。その原因は何か。ま
た、今後の改善策は。

A 災害の発生が夜間であつ

たため初動時に職員参集に時
間を要し、情報発信が遅れた。

今回の反省を踏まえ、大雨警
報後に雨雲レーダーなどを注
視するなどして、災害発生
の危険度が高まる前段階で参集
を指示するように見直しを行
った。あわせて、「すぐメー
ルかに」で発信された情報が
一覧できるサイトを新たに市
ホームページに開設し、災害
情報をリアルタイムで確認で
きるように改善した。

情報弱者への災害情報の伝
達

Q 今回のような豪雨災害の

場合は、防災無線は聞き取る
ことができない。また、「す
ぐメールかに」では、高齢者
などメールアドレスを持って
いない情報弱者の方は情報を
受け取ることができない。そ
のような市民に対しても避難
情報などが受け取れるよう
するべきだと考えるが、市の
見解を問う。

A 大雨の時には、防災行政

無線が聞き取り難いので、昨
年度も防災情報収集サービ
スに関するチラシを各戸配付し、
「すぐメールかに」の登録方
法やテレビのデータ放送受信
など、さまざまな情報入手ツ
ールについて紹介したところ

だ。しかし、実態として、災害発生の危険性が高まっている地域への災害情報が十分に届いていないケースがあることも認識している。従って、特に土砂災害などの危険地域に住んでいる市民に対しては、どういう方法で、どのような情報を届けたらよいか検討を進めており、対策決定後、速やかに実践していきたい。



緊急情報が確認できる市のホームページ

汚染土壌処理施設への対応は

Q 二野地区に建設が予定されている汚染土壌処理施設への対応について、認可する岐阜県との連携はとれているか。

A 県の施設視察に同行したり、県開催の専門家会議に出席するなど、連携を密にしており、県と一緒にやって対応する体制はできている。

防塵、防音対策は

Q 施設建設時に防塵ネットや防音壁の設置要請はできないのか。

A 計画の段階で粉塵対策、騒音対策が十分なされていると判断された上で、県が事業認可するものと考えている。

建設市民委員長



たかぎ まさのぶ
高木 将延

施設稼働後に大気の測定などを行い、問題があれば県と共に要請していく。

ウランを含む土壌の搬入は

Q 搬入される汚染土壌にウランが含まれる可能性はないのか。

A 1グラムあたり1ベクレルを基準として、それを超えるものは搬入しないと聞いている。大型トラック表面の放射能汚染を自動的に検査する「車両放射能汚染検査装置」の設置など、放射性物質が搬入されないよう対応される。また、従業員はポケット線量計を使用するという話も聞いている。

公害防止協定の進捗は

Q 公害防止協定締結に向けた進捗状況はどうなっているか。

A 5月よりリスクの洗い出

しと確認を行い、7月より計3回の協議を行った。現在、項目や数値の確認作業を行っており、建設工事着工前に締結を予定している。公害防止協定を交わすことで、計画通りに施設稼働されているかを確認すると同時に、協定内容の公開や正確な情報提供で風評被害防止になると考える。その他、市民が不安に思われることに対しては担当課でしっかりと対応していく。



汚染土壌処理施設のイメージ図

(事業者説明会資料より)

平成 29 年第 4 回可児市議会定例会 委員会代表質問通告一覧表 9 月 7 日（8 日・11 日）

No.	質問者	質問項目（答 弁 者）
1	板津 博之 （総務企画委員会）	<u>1. 災害時の情報発信及び災害対策本部の体制について（総務部長）</u> 一問一答方式 8 月 18 日夜から 19 日未明にかけての豪雨では、避難勧告や避難指示が発令されたが、市HPへの災害情報の更新が遅れるなどの問題があったと聞く。災害時の情報発信及び災害対策本部の体制について問う。
2	高木 将延 （建設市民委員会）	<u>1. 汚染土壌処理施設への対応について（市民部長・建設部長・観光経済部長）</u> 一問一答方式 二野地区に建設される汚染土壌処理施設が 9 月下旬に着工、来年 6 月には完成することと、市民生活への影響、周辺住民及び企業への配慮等、本市の対応を問う。

平成 29 年第 4 回可児市議会定例会 一般質問通告一覧表 9 月 7 日（8 日・11 日）

No.	質問者	質問項目（答 弁 者）
1	澤野 伸 （誠颯会）	<u>1. 「マイナンバーカード」を活用した地域経済好循環施策への対応は（市民部長）</u> 一括答弁方式 マイナンバーカードを活用した地域経済好循環システムの構築を進めるためにマイキープラットフォームを活用した地域経済応援ポイントの導入による消費拡大施策の方針が出された。本市の対応や考えは。 <u>2. 中学校の部活動のあり方について見解を問う（教育長）</u> 一括答弁方式 教職員の多忙化の一因になっていると指摘される学校の部活動について、学校に外部人材が単独で部活動を指導・引率できる「部活動指導員」が置けることになった。中学校の部活動に対する本市の考えは。
2	天羽 良明 （誠颯会）	<u>1. 安心のまち可児をどうつくるか（教育長・総務部長）</u> 一括答弁方式 子育て世代が住みたいと感じるまち、犯罪のない安全・安心なまちを実現するため、自らを守る教育指導と防犯カメラの設置をする時期ではないか。
3	田原 理香 （誠颯会）	<u>1. 市内における太陽光発電施設の現状と今後の対策について（建設部長・市民部長）</u> 一括答弁方式 市内では、太陽光発電施設が続々と設置されている。現状では設置に何ら規制はなく、地域住民からは安心安全、災害等に不安の声があがっている。市は現状をどのように把握しどう対策を講じたか。また今後の対策は。

平成 30 年第 1 回可児市議会定例会 委員会代表質問通告一覧表 3 月 2 日（5 日・6 日）

No.	質問者	質問項目（答 弁 者）
1	伊藤 壽 （教育福祉委員会）	<u>1. 小中学校二学期制への移行について（教育長）</u> 一括答弁方式 平成 30 年 4 月から実施される小中学校の三学期制から二学期制への移行について、目的、決定までの過程、子ども・保護者・教員等への周知、移行後の懸念事項、課題等について方策を問う。

平成 30 年第 1 回可児市議会定例会 一般質問通告一覧表 3 月 2 日（5 日・6 日）

No.	質問者	質問項目（答 弁 者）
1	澤野 伸 （誠颯会）	<u>1. 個人情報保護法改正による本市の条例改正は（総務部長）</u> 一括答弁方式 個人情報保護法改正に伴い、国が求める本市の個人情報保護条例における個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い、非識別加工情報の仕組みの導入等に関する個人情報保護条例の見直しなどへの対応は。 <u>2. 本市の空家等対策計画の重点施策実施内容を問う（建設部長）</u> 一括答弁方式 空家実態調査で把握した空家等の所有者へのアンケート調査を実施し、これらの内容を踏まえ空家等対策計画が平成 29 年度から平成 32 年度の期間内に様々な対応を実施される事になった。実施される施策内容を問う。
2	高木 将延 （誠颯会）	<u>1. 消防団員確保と災害対応機能について（総務部長）</u> 一括答弁方式 この度「消防団員の確保方策等に関する検討会」の報告書が公表された。これを受け総務省で対応が計られると思われるが、それに先駆けて本市ではどのような取り組みを行っているのか、お伺いしたい。
3	大平 伸二 （真政会）	<u>1. 開発許可基準に満たないミニ開発を問う（建設部長）</u> 一括答弁方式 可児市では一定の開発は都市計画法と市民参画と協働のまちづくり条例に基づき運用されているが、基準に満たない開発やまちづくり条例の対象外の開発行為で様々な問題が出ていることについて本市の考えを問う。

令和３年第６回可児市議会定例会 委員会代表質問通告一覧表 12月2日（３日・６日）

No.	質問者	質問項目（答 弁 者）
1	中村 悟 (建設市民 委員会)	<u>1. 外国籍市民への行政情報伝達と生活環境について（市民部長）</u> <u>一括答弁方式</u> 今後も外国籍市民の多国籍化や居住地の広域化は進むことが予想され貧困問題と合わせて、諸問題をどのように対応していくかが大きな課題となる。可児市多文化共生推進計画の実現に向け行政をどう進めていくかを問う。 質問１ 外国籍市民の市ホームページの利用について。 質問２ 外国籍市民の情報収集について。 質問３ 外国籍市民の地域社会における共生について。 質問４ 母国語教育について。 質問５ 夜間中学について。 質問６ 通訳等増員について。

令和３年第６回可児市議会定例会 一般質問通告一覧表 12月2日（３日・６日）

No.	質問者	質問項目（答 弁 者）
1	澤野 伸 (会派きずな)	<u>1. 児童虐待防止への取り組みを問う（こども健康部長）</u> <u>一括答弁方式</u> 全国の児童相談所が、児童虐待として対応した件数が２０万件を超えた。警察や近隣住民からの通告・相談が増えている。増加の一途をたどる事態に対し、虐待の兆候を把握し、支援強化策や関係機関との連携強化を問う。 質問１ 子育て中の家庭を孤立させない支援体制は。 質問２ 児童虐待に関しての相談、並びに虐待通告の現状は。 質問３ 情報共有としてすべて警察等と全件把握されるものか。 質問４ 人材育成と専門職の配置の検討は。 質問５ 対応協議の場への第三者の参加検討は。 質問６ 医療的虐待事例の増加が指摘されているが、本市の実情は。 <u>2. 子どもの自転車事故防止に向けた取り組みを問う（教育委員会事務局長）</u> <u>一括答弁方式</u> 自転車と歩行者が絡む死亡・重傷事故で、中学生、高校生を含む１０～１９歳の未成年者が自転車に乗っていたケースは約４割を占めている。子どもが加害者になることも珍しくない。事故の対処法や備えについて問う。 質問１ 交通事故を起こしてしまった時の対処方法についての啓発は。 質問２ 交通事故を起こした場合の責任の中身の理解に向けた取り組みは。 質問３ リスク回避の必要性や保険の存在など保護者への啓蒙は。

第17章 議会運営に関する規定

1 可児市議会基本条例

(平成24年12月26日)

(条例第40号)

前文

地方分権の進展により、地方自治体の自己責任及び自己決定の範囲が拡大され、議会が果たすべき責任及び役割がさらに求められている。

こうした中で、議会が、市民福祉の向上及び地域社会の活力ある発展を目指し活動していくためには、主権者である市民から直接選挙で選ばれ、その意思を代表する議事機関であることを認識し、これまで以上にその責務を果たすことが求められている。

そのために可児市議会は、市民参加の推進及び情報公開を積極的に進め、議員間討議を重視し、その結果を、監視、評価及び政策立案に活用し、課題を解決していかなければならない。

よって、可児市議会は、市民の信頼に応え、活力あふれる議会活動を実践していくことを決意し、議会及び議員の活動原則の基礎となる最高規範として、この条例を制定する。

【説明】

地方分権の進展により、議会は議事機関としてその責任と役割が増大し、市民の多様な意見を反映する合議体として、公平・公正・透明な議会運営がさらに求められるようになりました。また、「自らの責任において」、自分たちのことは自分たちで決めるという、地方自治の精神を表わしています。

また、市民への情報の公開、情報の共有を進めるためには、議会への市民参加の推進が不可欠であるため、議会報告会や市民との意見交換会などの活動を実施していきます。

それらの市民の意見を踏まえ議員間討議などを通して合意形成を図り、その結果を監視、評価、政策立案に活用し課題を解決していきます。

本条例は、市民福祉の向上と地域社会の活力ある発展をめざし、議会と市長や市民との関係を明らかにし、現実的で持続可能な議会ルールを制定し、本条例の趣旨を遵守し、様々な事柄に対して、議会並びに議員が誠実に取り組むことにより、信頼され、活力あふれる議会活動を実践するとしています。

(目的)

第1条 この条例は、市民に信頼され、活力ある議会を構築するために必要な基本理念を明確にするため、議会及び議員の使命、活動原則その他議会の運営に関する基本事項を定め、議会が市民の負託に応え、もって公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

【説明】

市民に信頼され、活力ある議会を構築するため、議会、議員の活動原則を定めるものです。

本来あるべき議会活動をおこなうことにより、議会が市民の負託に応えることで、市民福祉の向上と地域社会の活力ある発展に繋げることを目的としています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、通勤し、通学する個人又は市内で活動する団体をいう。
- (2) 市長等 市長及び執行機関の職員をいう。
- (3) 委員会 可児市議会委員会条例（昭和58年可児市条例第12号）に定める常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会をいう。
- (4) 会議等 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第102条に定める定例会及び臨時会（以下「本会議」という。）並びに委員会及び法第100条第12項の規定により会議規則で定める協議又は調整を行うための場をいう。

【説明】

議会の内部機関としては、地方自治法上、専門的な調査・審査を行う「委員会」（常任委員会・議会運営委員会・特別委員会）があります。

さらに、議会は、会議規則に定めることにより、議案の審査や議会の運営に関して協議又は調整を行う場を設けることができるとされています。（地方自治法第100条第12項）

(議会の使命及び活動原則)

第3条 議会合議制の特性を生かし、民意を代表する議員の議会活動を通じて、市民の多様な意見を集約し、市政に適切に反映させることを使命とする。

2 議会は、前項の使命を果たすために、次に掲げる原則に基づき、活動しなければならない。

- (1) 公正及び透明性を確保し、市民に対して開かれた分かりやすい議会運営を行うこと。
- (2) 市長等による市政運営が適切に行われているかを監視し、評価すること。
- (3) 市民の多様な意見を的確に把握し、これを市政に反映させるために必要な政策提言、政策立案等を行うこと。
- (4) 市民の意思を尊重するため、市民参加の機会拡充に努め、情報公開を行うとともに、議会の議決及び運営に対して、その経緯及び理由を説明する責任を果たすこと。

3 議会は、専門的知見の活用並びに政策提言等に必要な研修及び視察の実施により、議会の機能強化に努めなければならない。

【説明】

議会の使命は、選挙で選ばれた議員が多様な意見を持ち寄り、議員間の討議において意見を集約し、市政に反映させることとしています。

《専門的知見の活用》

平成18年の地方自治法改正により、議会の活動として、議案の審査及び当該地方公共団体の事務の調査に関し専門的な知見の活用が必要になった場合に、議会が学識経験者等に専門的事項に係る調査をさせることができることになりました。

(調査機関の設置)

第3条の2 議会は、議会活動に関する審査及び調査のため必要があると認めるときは、調査機関を置くことができる。

【説明】

議会が調査等のために外部の有識者等の意見を聴くための制度としては、公聴会や参考人制度がありますが、これらは議会が一方的に意見を聴くものであり、対等な立場で相互に議論し適正な判断や政策等を深めていくには不適當です。議会活動の課題等に関し検討し、政策提言していくために、地方自治法第 100 条の 2 の規定を活用して与えられた課題に対して自由に発言できる機関の設置が必要と判断し、これを置くことにしました。

（災害時の議会対応）

第 3 条の 3 議会は、災害時においても、議会機能を的確に維持しなければならない。
2 議会は、災害時の議会の行動基準等に関し、可児市議会業務継続計画に定めるものとする。

【説明】

災害時の議会機能維持を図るため、災害時の組織体制や議員の役割、行動方針などを定めたものです。

（議員の使命及び活動原則）

第 4 条 議員は、直接選挙で選ばれた公職として、常に市政の課題を把握し、公益性の見地から、市全体を見据え、市民の多様な意見を市政に反映させることを使命とする。
2 議員は、前項の使命を果たすために、次に掲げる原則に基づき、活動しなければならない。
(1) 議会が、言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員間相互の自由闊達な討議を尊重すること。
(2) 自己の能力を高める不断の研さんにより資質の向上を図り、市民の代表としてふさわしい活動すること。
(3) 議会の構成員として、市民福祉の向上を目指して活動すること。
(4) 議会活動について市民に対する説明責任を果たすこと。

【説明】

議員の使命は、第 3 条で規定した議会の使命及び活動原則を踏まえ、議員としての基本姿勢や議会活動を行う上での基本原則を定めています。

また、市議会としての情報の発信及びその説明責任を明確にし、積極的な市民参加を促進するよう、議会としての意思を明示したものです。

第 4 号では、議会の活動について、議員が責任を持って説明を行う事を規定したものです。

（議長及び副議長の所信表明）

第 4 条の 2 議会を代表する議長及び副議長の選出については、立候補制とし、公開の場でそれぞれ所信を表明する機会を設け、その選出の過程を市民に明らかにしなければならない。

【説明】

正副議長の所信表明や選出過程を公開することで、市民に分かりやすい選出をおこなうように規定しました。また、「公開の場」とは、議会全員協議会または本会議を指すものです。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うために会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する。

3 会派は、政策の立案、提言等に関し、必要に応じて会派間で調整を行い合意形成に努めなければならない。

【説明】

同一の理念を持った議員2人以上の集団を会派として規定しています。

(市民参加及び市民との連携)

第6条 議会は、議会の活動に関する情報公開を行うとともに、市民に対する説明責任を十分果たさなければならない。

2 議会は、人事案件、政策形成過程等の案件を除き、原則として会議等を公開しなければならない。

3 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的、政策的識見等を求めるとともに、多様な広報広聴手段を活用し、市民の声を積極的に聴取するよう努めなければならない。

4 議会は、請願及び陳情を市民による政策提言と位置付け、その審議においては、必要に応じて当該請願及び陳情をした者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない。

5 議会は、議案に対する各議員の表決の結果を公表しなければならない。

6 議会は、すべての議員の参加の下、議会報告会を毎年開催することとし、市民の意見を議会運営の改善、政策提言等に反映させるよう努めなければならない。

7 議会は、地域課題懇談会を開催し、市民の意見を議会運営の改善、政策提言等に反映させるよう努めなければならない。

【説明】

市民に開かれた市議会の実現のため、市議会としての情報の発信及びその説明責任を明確にし、積極的な市民参加が得られるよう、議会としての意思を明示したものです。

会議等のうち、秘密会とされ、非公開の手続きを経た場合(手続きの中には、市の政策形成過程の説明等において、市長等からの秘密会開催要請も含まれる。以外は、人事案件、政策立案過程等の案件及び広報編集作業を行うための会議などを除き、原則一般に公開することや、公聴会制度や参考人制度を十分に活用することにより、市民の専門的見識等を聴取し、議会において議案等を審議する際の討議に反映させるよう努めることを定めています。

また、請願及び陳情は、必要に応じて提案者の意見を聴く機会を設けることを規定し、議決責任を明確にするとともに、議会として説明責任を果たし、さらに多様な市民の意見を聴取する場として、議員全員による議会報告会を毎年開催することを規定し、議会全体として、審議の内容や過程等を説明するとともに、市民からの意見等を聴取し、市政に反映させることを目的としています。

さらに、議会報告会に加え、若い世代や、子育て世代など、一定の世代等との地域課題等を解決するための懇談会を行うことを規定しました。今まで、実施してきました、高校生やママさんとおこなってきたものを条例で規定したものです。具体的には別に要綱等で定めるものです。

（市長との関係）

第7条 議会は、二代表制に係る市長との立場及び権能の違いを踏まえ、緊張ある関係を構築し、事務執行の監視及び評価を次のように行うものとする。

- (1) 市長の事務執行が適正かつ公平性及び効率性をもって行われているかを監視し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう求めること。
- (2) 市長の事務執行の効果及び成果について適切な評価を行うこと。

【説明】

市長と議員とともに住民が直接選挙で選ぶ二代表制の下で、住民を代表する独任制の市長と合議制の議会が相互の抑制と均衡によって緊張関係を保ちながら行政を進めるため、市長と議会が対等な関係で、適度な均衡・対等関係を保ちながら協力し、それぞれの職責を果たさなければならぬとしています。

議会は、予算等の議案を議決し、それが適正に執行されているか監視する役割があります。そのため、必要に応じて、市の作成する行政評価資料などを活用し、時には独自の事業評価を行い、また予算の適切な執行や予算案などの修正を求めていくこともあります。

監査委員に対して、地方自治法の範囲内で説明を求め、必要に応じて監査を求め、その結果の報告を行うように請求することとしています。

議会は市長等の事務の執行及び成果について評価する役割（決算の認定など）があります。その評価に基づき必要に応じて、市の作成する行政評価資料などを活用し、時には独自の事業評価を行い、また予算の適切な執行や予算案などの修正を求めていくこととしています。

なお、これらの「監視」「評価」はあくまで議会の意思として行うものに限られ、議員個人による監視、評価は含まれるものではありません。

（議決事件の拡大）

第8条 議会は、法第96条第2項の規定に基づき、法に定めるもののほか、必要な事項を議決事件として追加することができる。

- 2 議会は、議決事件を追加し、又は削除する場合は、その理由及び根拠を明確にしなければならない。

【説明】

法第96条第2項の規定に基づき議会の議決事件について追加できることを規定しています。

従来から策定されている総合計画の基本構想を指しており、類似の計画（市政全般に係る将来の目標や行政運営を図るための計画）についての基本となる骨子・構想の策定や変更をするときに議決事件とすることができることを示しています。

なお議会は、市長等へ明確な説明をし、理解を求めることが必要としたものです。

(議論の充実)

第9条 議会の会議等における質疑応答は、論点及び争点を明確にするものとする。

2 市長等は、会議等において議員の質疑、質問、政策提言、議員提出議案等に対して、反問することができる。

3 議会は、市長が提案する施策等について、必要に応じ、市長に対してその政策形成過程の説明を求めることができる。

4 議会は、予算及び決算の審議にあたっては、市長に対し、施策別又は事業別の説明資料の提出を求めることができる。

【説明】

本会議では、議員から市長等に対する議案質疑及び一般質問は、市政の課題に関する論点や争点を明確にするため、一問一答方式で行うこととしています。

なお、一般質問は、大項目ごとに一括質問、一括答弁方式で行い、再質問から一問一答方式で行います。

議長及び委員長の許可により、議員が行った発言（質疑・質問）や政策提言に対して執行機関側が答弁をするにあたり、議員の提案する施策内容等に対して、その根拠や理由を正したり、論点を明確にするため、反問及び質問の権利を保障し当該議員の答弁を求めることが出来るとしています。

また、議会は、議会に提案される政策等について、水準の高い議論が行われるよう、その政策の提案者に対して、わかりやすい情報を提供するよう求めることとしています。

(委員会等の適切な運営)

第10条 議会は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、委員会の適切な運営を図らなければならない。

【説明】

議会は、社会的な情勢変化による新たな政策の課題に対して、適切且つ速やかに対応するため、常任委員会、特別委員会等の適切な運営により、機能を最大限発揮し、機動力のある活動を行うこととしています。

(常任委員会の活動)

平成29年4月に条例改正し追加

第11条 常任委員会は、所管事務調査及び政策提案を積極的に実施し、その機能を十分発揮しなければならない。

2 常任委員会を代表する議員は、本会議において議長の許可を得て所管事務に関する質問をすることができる。

3 常任委員会は、その審査過程を市民との懇談会等で説明するよう努めなければならない。

4 常任委員会の改選が行われるときは、所管事務調査及び政策提案の内容を取りまとめ、次の常任委員会へ引き継がなければならない。

【説明】

常任委員会は、所管の政策的課題に迅速に対応し、適切な政策提案を行うために、所管事務調査を積極的に活用し、委員会機能の充実に努めることとしています。

また、委員会としての政策提案を行うことを義務付け、懇談会等を通じて、その審査過程等の説

明や意見交換をしていきます。

委員会の改選により、委員会の政策的課題や調査研究及び政策提案が継続的に行われるように、委員長は改選前の委員会において審査し、次の委員長に引き継ぎ、新委員長は、継続して審査することを定めています。

委員会機能の充実の観点から、委員会において所管事務調査事項について本会議で質問できることを規定しました。

（自由討議の充実）

第12条 議長及び委員長は、議会が議員による討論の場であることを認識し、議員相互の討議を中心とした運営に努めなければならない。

2 議会は、本会議及び委員会において、議案、請願又は陳情について審議し、結論を出す場合は、議員相互において十分な議論を尽くして合意形成に努めるとともに、その結果について市民に対して説明責任を果たさなければならない。

【説明】

議案の審議等にあたり、議会の機能を十分発揮するために議員間において自由闊達な議論を行う必要性と、その環境づくりに議長及び委員長の努力義務を定めています。また、本会議及び委員会において全ての議案並びに提案に対して、議員間の自由な討議を経て合意形成に向けた努力をしなければならないことと、その結果について市民に対して説明責任を果たさなければならないとしています。

ここでいう説明する責任とは、議会だよりやインターネットによる説明や議会報告会を開催して説明することを意味しています。

（政務活動費）

第13条 法第100条第14項に定める政務活動費は、会派又は会派に属さない議員に交付する。

2 政務活動費の交付を受けた会派又は会派に属さない議員は、第4条に規定する議員の使命及び活動原則に基づき、これを適正に使用し、その透明性を確保しなければならない。

【説明】

政務活動費の交付に関し必要なことを、可児市議会政務活動費の交付に関する条例で規定しています。

議員は、法を根拠とする政務活動費の交付を受けて、法令を遵守し、公正性、透明性の観点から収支報告書及び会計帳簿、領収書を公開することを規定しています。

また、政務活動費を活用し、政策の立案や提言へと繋げていくものです。

《政務活動費》

議員の調査研究、その他の活動に役立てるために必要な経費の一部として交付されるもので、可児市議会議員には一人当たり月額2万円が半年ごとに各会派へ交付されます。各会派は、毎年、収支報告書に1円以上の支出については原則として領収書などを添え、議長に報告しています。また、残額は市に返還しています。

（平成24年9月の地方自治法改正により、「政務調査費」の名称が「政務活動費」に、交付目的が「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改められました。

公布日 平成24年9月5日 施行期日 平成25年3月1日）

（議員研修の充実）

第14条 議員は、次のとおり研修の充実に努めなければならない。

- （1） 議員の資質の向上を図るため、議員研修を充実すること。
- （2） 学識経験を有する者と積極的に議員研修会を開催するとともに、当該研修会に市民の参加を促すこと。

【説明】

議員の資質の向上及び政策形成、立案能力の向上を目的とした議員研修の充実、多岐にわたる政策課題に対応するため、専門家との議員主催の研修会を積極的に開催し、市民への参加を呼び掛けることとしています。

（政治倫理）

第15条 議員は、市民の代表者としてその倫理性を自覚し、良心及び責任感を持って、議員の品位を保持し、見識を高めなければならない。

- 2 政治倫理に関し必要な事項は別に定める。

【説明】

議員は、別に定める規定により、市民全体の代表者として高い倫理観と深い識見によって行動するよう定めたものです。

（議員定数）

第16条 議員定数は、第3条に規定する議会の使命及び活動原則に基づき、議会の機能を果たすために必要な数とすることを基本とし、これを別に定める。

- 2 委員会又は議員は、議員定数を改正しようとするときは、議員定数の基準等明確な改正理由を示すものとする。

【説明】

議員の定数については、可児市議会議員の定数を定める条例（平成14年8月12日条例第27号次項において「議員の定数を定める条例」という。）に定めています。

議員の定数については、市民の直接請求による場合や市長が提出する場合を除き、市政の現状と課題、将来予測等を十分考慮し、市民の意見を反映して決定するものです。

（議員報酬）

第17条 議員報酬は、行政改革の視点だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を考慮し、これを別に定める。

- 2 委員会又は議員は、議員報酬を改正しようとするときは、議員報酬の基準等明確な改正理由を示すものとする。

【説明】

議員の報酬は、可児市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和36年4月1日条例第11号）に定めています。

（議会広報の充実）

第18条 議会は、次のとおり議会広報の充実に努めなければならない。

- （1） 広報紙等を利用して、議会の活動について市民に対し、わかりやすく周知すること。
- （2） 多様な広報手段を活用し、より多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう議会広報活動等を行うこと。

【説明】

議会だより等を利用することにより、議会の活動に関する情報を市民にわかりやすく周知するよう努めることとしています。

本条例の第3条で情報公開と説明責任を規定していますが、ここでは、その具体的手段として、市政の重要な情報を市民に周知するために、議会ホームページなどを用いて広報等に努めることとしています。

（議会予算の確保）

第19条 議会は、二代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を充実させるため、必要な予算の確保に努めなければならない。

【説明】

市民への説明責任や議会の使命を遂行するために、必要な予算を確保するように定めています。具体的には、議会の調査権や質問権、専門的知見の活用を行うための予算確保について、議会に努力義務として規定したものです。しかしながら、経済情勢や市の財政状況を考慮しなければならないとともに、市長の予算編成権を侵すものではありません。

（議会事務局の体制整備）

第20条 法第138条第2項の規定に基づき、議会に事務局（以下「事務局」という。）を置く。

- 2 事務局は、議会活動に必要とされる行政情報の提供に努めなければならない。
- 3 議会は、議員の資質の向上を図り、議会運営を円滑かつ効率的に進めるため、事務局の調査機能及び法務機能の充実強化並びに組織体制の整備を図るよう努めなければならない。

【説明】

議会事務局は、議員の資質向上等と円滑な議会運営を進めるため、議会の政策提案機能等を補助できるよう、議会事務局の体制整備を図ることとしています。

（議会図書室）

第21条 議会は、議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その機能の強化に努めなければならない。

【説明】

議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の図書等の充実に努め、その有効活用を図るものとしています。

（最高規範）

第22条 この条例は、議会の最高規範であり、議会はこの条例の趣旨に反する議会に関する他の条例、規則等を制定してはならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を理解させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

3 議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則等を遵守して議会の運営しなければならない。

【説明】

この条例は、可児市議会にとっての最上位の行動や判断の基準であり、条例や規則等を制定する場合は、この条例の趣旨に反してはならないこととしています。

また、議会は議員にこの条例の理念を周知するため、選挙（補欠選挙を含む）を経た後、任期開始後速やかに、この条例に関する研修会を実施することとしています。また、この条例及び議会に関する他の条例、規則、規定を遵守することを規定しています。

（見直し手続き）

第23条 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかについて検証を行うものとする。

2 議会は、前項の検証の結果、議会に関する条例、規則等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講ずるものとする。

【説明】

議会は、この条例を施行した後、世論や社会情勢が変化した場合は、必要に応じて議会運営委員会において検証し、条例改正等適切な対応措置を講ずることとしています。